

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

テルモは、「医療を通じて社会に貢献する」を企業理念とします。その理念の下、世界中のお客様、株主、社員、取引先、社会などのステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化を達成するために、価値ある商品とサービスを提供します。企業理念をより具体化するため、「開かれた経営」「新しい価値の創造」「安全と安心の提供」「アソシエイトの尊重」「良き企業市民」を5つのステートメントとして設定し、全アソシエイトの活動および判断の基準とします。

企業理念および5つのステートメントを基本に、経営の透明性・客観性を保ちつつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの仕組み作りを推進します。また、株主との対話の推進等、ステークホルダーへのアカウンタビリティ(説明責任)を充実させることにより、社内外からの理解と信頼が継続して得られるよう努めます。

上記に加え、コーポレートガバナンス・コードを軸に、良き企業市民としてグローバルに活動する体制を構築します。また、コーポレート・ガバナンス体制が実効を上げるには、自由闊達な、明るい、働きがいのある企業風土が不可欠であり、その風土の醸成に努めています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は添付の通りです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、「企業理念」および「5つのステートメント」に基づき、長期にわたる持続的成長および企業価値向上を達成するため、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、当社ウェブサイトにて公表しております。

<http://www.terumo.co.jp/company/about/governance.html>

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示を求められている項目のうち、以下については、「テルモ コーポレート・ガバナンス基本方針」上で開示をしております。

- 原則1 - 4: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (4)政策保有株式」
- 原則1 - 7: 当社方針「3.株主の権利・平等性の確保 (5)関連当事者間の取引」
- 原則3 - 1(ii): 当社方針「1.総則」および方針全体
- 原則3 - 1(iii): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (9)経営陣の報酬」
- 原則3 - 1(iv): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (8)取締役の選任」
- 原則4 - 1(1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」
- 原則4 - 9: 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (8)取締役の選任」および別紙(2)
- 原則4 - 11(1): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (2)取締役会」および「(8)取締役の選任」
- 原則4 - 11(2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (8)取締役の選任」
- 原則4 - 11(3): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (11)取締役会の実効性評価」
- 原則4 - 14(2): 当社方針「2.コーポレート・ガバナンス体制 (10)トレーニング方針」
- 原則5 - 1: 当社方針「5.適切な情報開示」および別紙(3)

■原則1-4【いわゆる政策保有株式】

当社は事業機会創出や企業価値向上を目的とし、他社企業の株式を保有する場合があります。保有株式については、中長期的な観点から経済合理性・目的を検証するとともに、主要な株式は毎年取締役会で検証を行います。

主要な政策保有株式の発行企業とは現在協業関係にあり、当該株式保有は十分な合理性があると判断しております。

■原則3-1【情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画については、当社ウェブサイト上「企業方針」「トップメッセージ」に掲載をしているほか、アニュアルレポートや決算説明会等のIR活動において公表する等、広く株主・投資家の皆さまに共有いただけるよう努めております。

企業方針: <http://www.terumo.co.jp/company/about/policy.html>

トップメッセージ: <http://www.terumo.co.jp/ir/management/message.html>

(v) 経営陣幹部の選任理由

当社の取締役個々の選任理由は、第102期定時株主総会招集ご通知に記載しております。

<http://www.terumo.co.jp/ir/stocks/meeting.html>

■原則4-11【取締役会の実効性確保のための前提条件】

(3) 取締役会全体の実効性評価および結果の概要

当社では、取締役会の更なる実効性確保および機能向上を目的に、取締役への書面調査を中心とした、取締役会の実効性に関する自己評価を実施しました。集計結果の取りまとめ、一部取締役へのインタビューおよびその分析は第三者機関に委託して行いました。

調査の結果として、取締役会の監査・監督機能は相応に発揮されており、実効性は十分に確保されていると評価しました。

1. 昨年の課題の振り返り:取締役会における戦略議論や情報共有の進め方について
 昨年の調査実施時に課題としてあげられた、取締役会における戦略議論や情報共有の進め方については、社内外取締役への事前説明や情報共有、取締役会における重要課題の審議時間の確保等、運営プロセス改善に向けた様々な工夫の成果として、取締役会運営に関する評価は昨年と比較して改善されました。これらを通じて中期経営計画や複数の買収案件の審議等、成長戦略に関わる討議が充実したものになったことを受け、経営戦略の議論およびそのプロセスに関する評価も大きく改善致しました。グローバル市場でのさらなる成長に向けて、引き続き重要な長期的戦略等についての討議を充実させていくことが必要であるとの認識を共有しております。
2. 昨年の課題の振り返り:取締役会の構成・あり方について
 昨年の調査において、将来的な取締役会の構成を含めたあり方についての検討が課題としてあげられました。今年の調査結果としては、昨年と比較して取締役総数を減らしたこと、それに伴い社外取締役の比率が高まったことなどから、現状の取締役会は全体として適切な規模であり、社外取締役を含めた各取締役の積極的な関与のもと、活発な議論が行われているとの評価が得られました。一方、将来的なあり方などに関しては、引き続きの検討課題であると認識しております。公平性・透明性の観点からの執行と監督の分離のための体制強化、女性取締役の選任をはじめとする多様性の確保等、取締役会が今後さらに監督機能を発揮し、かつグローバル市場におけるイノベーションや成長に貢献できるよう、適切な取締役会のあり方について引き続き検討が必要であるとの認識を共有しております。

3. 今年の課題:取締役に対する研修について
 取締役会は、新経営体制の下、企業価値のさらなる向上に取り組むことが重要であるという認識を共有しております。それを実現するにあたり、各取締役が各々の資質を最大限に発揮できるよう、取締役に対する教育・研修をさらに充実させる必要がある、と評価されました。この点については、取締役を含む経営陣に対する研修内容を見直し、体系化した研修プログラムを策定し、実施を進めているところであります。

今後は上記を含め、課題として認識している事項に対する具体的な対応策の検討を進めるとともに、取締役会のさらなる実効性確保および機能性向上を図るための施策を引き続き検討、実施してまいります。これらの対応についての進捗、結果については、次年度以降の取締役会実効性評価の一環としてフォローしていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	45,739,800	13.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	23,536,800	6.69
第一生命保険株式会社	20,259,800	5.76
明治安田生命保険相互会社	13,568,200	3.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	9,516,228	2.70
株式会社みずほ銀行	9,215,000	2.62
公益財団法人テルモ生命科学芸術財団	7,360,222	2.09
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	6,545,200	1.86
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,524,721	1.85
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,817,038	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況は、2017年3月31日現在の状況です。
 なお、上記のほか、当社が保有する自己株式27,781千株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 郁夫	他の会社の出身者											
上田 龍三	学者								○			
松宮 俊彦	公認会計士											
米 正剛	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 郁夫		○	_____	< 選任理由 > 豊富な経営者経験および長年にわたる海外事業経験で培われた見識等を当社経営の監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 < 独立役員に指定した理由 > 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。

上田 龍三		○	上田氏は、当社と取引のある愛知医科大学の教授に就任しております。また、2003年4月から2007年6月まで、当社と取引のある名古屋市立大学の病院長を務め、現在は客員教授・名誉教授に就任しています。当社と各大学との取引額は、当社売上高の0.1%未満です。	<選任理由> がん治療における研究業績をはじめとした専門知識や名古屋市立大学病院長・名古屋市病院局局長等を歴任され、当該団体の実務執行に携わられたことにより培われた豊富な経験を当社経営の監督に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
松宮 俊彦	○	○	松宮氏は、松宮俊彦公認会計士事務所代表、第一実業株式会社社外監査役、株式会社三菱総合研究所社外監査役を兼任しております。	<選任理由> 公認会計士として財務および会計に関する豊富な知見を有しており、独立した立場から当社経営の監督・監督にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。 <独立役員に指定した理由> 証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断して、独立役員として指定しております。
米 正剛	○		米氏は、森・濱田松本法律事務所弁護士、GCA株式会社社外取締役、株式会社バンダイナムコエンターテインメント社外監査役を兼任しております。	<選任理由> 日本および海外の弁護士としての専門的な知見および豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営の監督・監督にあたっていただくため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は、証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断していますが、同氏の所属事務所のルールに従い、独立役員としての届出は行っておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

取締役会で決議をした「内部統制システム整備の基本方針」(IV内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況をご参照ください。)に基づき、監査等委員会を補助する組織として、2名以上の専任の使用人(以下、専任使用人という。)から成る監査等委員会を設置しております。

なお、専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項については、「内部統制システム整備の基本方針」で以下のように定めております。

・専任使用人の人選、人事考課、給与、異動および懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から定期的に、また必要に応じて随時、監査の実施経過について報告を受け、積極的な意見及び情報交換を行なっております。また、財務報告に係る内部統制評価についても、定期的に必要な報告を受けるなど、公正な監査が実施できる体制を整備しております。

また、監査等委員会は、内部監査部門である「業務監査室」と定期的に報告会を実施し、内部監査及び財務報告に係る内部統制評価の報告を受け、必要に応じて指示をします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	コーポレート・ガバナ ンス委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役

補足説明 更新

指名委員会は、コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の1つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・執行役員の選任および解任に関する事項について審議をします。独立社外取締役が委員の過半数を占めるとともに委員長も務めています。コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会の公正性および経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンス体制の充実、取締役・執行役員の報酬体系の設定に関する審議・助言を行います。独立社外取締役が委員の半数以上を占めるとともに委員長も務めています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、コーポレート・ガバナンス基本方針を取締役会決議により制定しております。その中で、監査等委員を除く取締役の員数を15名以内とすること、監査等委員である取締役の員数を5名以内とし、その過半数は社外取締役とすること、取締役総数のうち、社外取締役は2割以上を目途とすることを規定しております。さらに、社外取締役は、当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」の要件を満たす者であることを規定しております。社外取締役のうち、所属事務所のルールで届出を行わない1名(米正剛氏・監査等委員である社外取締役)を除く全員を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

直前事業年度における社外取締役の取締役会への出席状況は次の通りです。
 松永真理氏 10/12(出席率83%)
 森郁夫氏 12/12(出席率100%)
 上田龍三氏 12/12(出席率100%)

直前事業年度における社外取締役(監査等委員)の取締役会および監査等委員会への出席状況は次の通りです。
 松宮俊彦氏 取締役会12/12(出席率100%) 監査等委員会12/12(出席率100%)
 米正剛氏 取締役会12/12(出席率100%) 監査等委員会12/12(出席率100%)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすること、また株主の皆様との利益意識を共有することを目的として、取締役(非業務執行取締役を除く)の報酬は、固定月額報酬のほか、業績連動型報酬である賞与と株式報酬型ストックオプションで構成されております。2015年6月24日開催の当社第100期定時株主総会において年額700万円以内という取締役の報酬枠を承認頂いており、賞与および株式報酬型ストックオプションについては、当該報酬枠の中で、毎年の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。なお、報酬水準については、コーポレート・ガバナンス委員会で審議するとともに、監査等委員が監督機能の一環として検証します。これらの施策とあわせて、「自社株保有に関する規程」を策定し、執行役員としての職位に応じた目標保有株式数を定め、取締役等による株式保有を推進しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬の割合を増加させるべく、その整備の一環として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にすること、また株主の皆様との利益意識を共有することが目的であることから、取締役(非業務執行取締役を除く)に加え、取締役を兼務しない執行役員も付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の開示については、有価証券報告書及び事業報告を当社ウェブサイト上に掲載すること等により、公衆の縦覧に供しております。具体的な内容は次の通りです(人数は延べ人数)。

〔社内取締役(12名)〕 総額546百万円(基本報酬252百万円、ストックオプション103百万円、賞与190百万円)

〔社内取締役(監査等委員1名)〕 総額31百万円(基本報酬)

〔社外役員(5名)〕総額68百万円(基本報酬)

取締役新宅祐太郎及びデビッド・ペレスについては、連結報酬等の総額を有価証券報告書で開示しております。

新宅祐太郎:総額141百万円(基本報酬54百万円、ストックオプション34百万円、賞与52百万円)

デビッド・ペレス:総額299百万円(基本報酬83百万円、ストックオプション5百万円、賞与58百万円、長期インセンティブ152百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬の構成は、次のとおりになります。

- ・下記以外の取締役:固定報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプション
- ・非業務執行取締役、社外取締役、監査等委員である取締役:固定報酬のみ

2015年6月24日開催の第100期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役報酬(取締役賞与を含む)について、年額700百万円の枠をご承認頂いたこと、また、監査等委員である取締役報酬について年額100百万円の枠をご承認頂いたことに伴い、決定手順は次のとおりとなります。

固定報酬:第100期定時株主総会で承認された報酬枠の中で、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により決定します。

賞与、株式報酬型ストックオプション:上記取締役の報酬枠の中で、毎年の業績・経営環境などを考慮しながら、取締役会の決議により決定します。

なお、監査等委員を除く取締役の固定報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの役位ごとの標準額については、社外専門機関調査による他社水準などを考慮しながら、コーポレート・ガバナンス委員会にて審議しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の専任スタッフは配置していませんが、監査等委員を除く社外取締役については「秘書室」のスタッフが、監査等委員である社外取締役については「監査等委員会室」のスタッフがサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社の機関の内容

当社は、取締役会・取締役の監査・監督機能の充実をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

加えて、経営の透明性と客観性を高めるため、コーポレート・ガバナンス委員会、指名委員会、内部統制委員会およびリスク管理委員会を任意の機関として設置しております。

1. 取締役会

(1)役割

・取締役会は、企業価値の最大化に向け経営の基本方針等に関する最適な意思決定に務めます。

・意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針に基づく業務執行については取締役・執行役員への権限委譲を進め、取締役会は、その業務執行を監督します。

・取締役会は、コーポレート・ガバナンスの維持向上および経営の健全性の観点から、重要な責務のひとつとして、社長後継者の指名プロセスを適切に監督します。

(2)構成

・監査等委員を除く取締役の員数は15名以内とします。

・取締役総数のうち、独立社外取締役は2割以上を旨とします。

・議長は、コーポレート・ガバナンスにおける執行と監督の分離の観点から、代表取締役会長が務めることを原則とします。ただし、会長が選任されていない場合は、上記観点を基本に議長候補者の実情を勘案して、指名委員会が提案した取締役をもって、取締役会は議長に選任します。

2. コーポレート・ガバナンス委員会

(1)役割

コーポレート・ガバナンス委員会は、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持向上の観点から、次の事項に関し、取締役会の諮問機関として、審議および助言を行います。なお、委員会での審議内容は適宜取締役会へ報告します。ただし、(c)の定めのうち監査等委員に関する事項にあっては、会社法第361条の規定に反してはならないものとします。

(a)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な事項

(b)コーポレート・ガバナンス体制の構築、整備および運用に関する重要事項

(c)取締役および執行役員の報酬の体系に関する事項

(d)その他、取締役会から委員会に委嘱された事項、または委員会がその目的の遂行のために必要と認めた事項

(2)構成

・委員会は、取締役の中から取締役会が選任する者により最大委員6名で構成し、その半数以上は独立社外取締役、また少なくとも1名は代表取締役とします。

・委員長は、委員の互選により独立社外取締役の中から選定します。ただし、委員長に事故があるときは、委員の互選により選定された他の独立社外取締役がこれに代わるものとします。

3.指名委員会

(1)役割

コーポレート・ガバナンスの観点から、取締役会にとって最重要の責務の1つである社長および会長の後継者人事ならびに取締役・執行役員の選任および解任に関する事項について審議します。

(2)構成

・取締役の中から取締役会が選任する委員をもって構成し、独立社外取締役を過半数とします。

・委員長は、委員の互選により社外取締役の中から選任します。

4.内部統制委員会

(1)役割

取締役会の下部機関として、当社「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備・運用を担います。

(2)構成

・代表取締役、常務以上の取締役、専門部会長、内部統制部門長および顧問弁護士で構成します。

・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。

・委員長は、代表取締役社長とします。

5.リスク管理委員会

(1)役割

取締役会の下部機関として、全社横断的視点のリスク認識・評価・分析および優先度等を踏まえ、テルモグループのリスク管理体制の整備・運用を担います。

(2)構成

・常務以上の執行役員、内部統制部門長ならびに委員長が指名する者で構成します。

・監査等委員は出席し、意見を述べることができます。

・委員長は、代表取締役社長とします。

監査等委員会による監査・監督

監査等委員会は、テルモグループにおける業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項をはじめ取締役等の職務執行の監査・監督を行います。監査・監督の遂行のため、監査等委員会は直接、内部統制室、業務監査室、法務・コンプライアンス室に指示・命令することができます。

・取締役会への出席、議決権行使および意見陳述

・その他の重要会議への出席、意見陳述

・監査報告の作成

・監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査方法、その他監査等委員会の権限の行使に関する事項の決定

会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任あずさ監査法人を任命しており、適宜、法令に基づく適正な会計監査が行われております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名 継続監査年数

指定有限責任社員 業務執行社員 大塚 敏弘 3年

指定有限責任社員 業務執行社員 永井 勝 4年

指定有限責任社員 業務執行社員 石黒 之彦 2年

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 9名

その他 14名

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、次の事項をはじめ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋げるとともに、それを通じて中長期での企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

(1)監査・監督機能の強化

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により、監査・監督機能のさらなる強化に繋がります。

(2)経営の透明性と客観性の向上

独立社外取締役の比率を高めることにより、取締役会において、独立した立場から株主その他のステークホルダーの視点を踏まえた意見がより活発に提起されることを通じ、意思決定における透明性・客観性の向上を図ります。

(3)意思決定の迅速化

執行役員制度の採用のもと、業務執行の権限委譲を進め、取締役会をモニタリング型にシフトすることで、意思決定・事業展開をより一層加速します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を総会開催日の約3週間前に発送しております。 また、招集の取締役会決議など法定の手続が完了した時点で、早期情報開示の観点から、発送前に招集通知をWEBで開示するなど、議決権行使の円滑化に関する施策を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主が参加できるよう、集中日を回避し、かつ、総会が集中する午前ではなく、午後に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	個人投資家および機関投資家の利便性向上をはかるため、当社は、議決権行使のIT化を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会において映像とナレーションを活用した事業報告を行い、株主総会の活性化のための取組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR基本方針」を作成し、当社ホームページで開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長CEOが出席する決算説明会を、半期ごとに開催しております。 なお、第1四半期・第3四半期決算説明会は、IR・広報室担当役員らが出席し、電話会議の形式にて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、IR基本方針、コーポレート・ガバナンスの状況、コンプライアンスの状況、決算説明会資料と同説明会の模様を撮影した動画と音声の配信および質疑応答の掲載、アニュアルレポート、株主通信、株主総会の招集通知、定款、個人投資家向けにわかりやすく記載した「テルモ四季報」を掲載しております。 なお、海外投資家向けにも英語版でほぼ同様の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	1996年に企業理念を具現化する5つのステートメントを規定し、常時携帯できるよう印刷したものを社員に配布して、徹底を図っております。また、2008年制定の「テルモグループ行動規準」を同様に社員に配布し、徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境推進室を設置しております。また、企業の社会的責任も含めた活動内容の詳細についてアニュアルレポート(サステナビリティセクション)に記載し、当社ウェブサイトに掲載しております(日本語版、英語版)。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記ステートメントの中で「開かれた経営」、「新しい価値の創造」、「良き企業市民」等を明記しております。また、適切な情報開示の姿勢について定めた「IR基本方針」を策定し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	お客様とのダイレクトなコミュニケーションを持つ場として「テルモ・コールセンター」を設置しております。 <ダイバーシティ方針について> 当社では、人種、国籍、性別など、多様な個性を持つアソシエイトの活躍が、これからの成長エンジンであると考えております。新しい価値を創造する企業を目指して、ダイバーシティ推進室が中心となり、お互いの「多様性」を認め合い、異なる発想・知恵が自由闊達に混ざり合う環境を確保するための全社的な取組みを進めております。 <女性の活躍の方針・取組みに関して> ダイバーシティ(多様性)を実現するための第一歩として、女性の活躍を推進していくことを経営トップがコミットし、女性管理職については2018年4月に国内グループ会社含め65名以上という目標を立て、取り組んでおります。女性の能力を最大限に発揮できる環境づくりを進め、マネージメント層に女性を増やすことで、多様な視点で意思決定がなされる環境を目指しております。 多様な働き方をサポートする各種制度の整備とあわせ、女性の先輩(ロールモデル)との面談を通じて視野を広げ、リーダーとしての意識を醸成する「メンター制」、仕事と育児を両立しながら成長するためのキャリアプランを上司と話し合う「復職支援セミナー」など、長いスパンでキャリア形成を考える機会や働き方の選択肢を提供し、意欲のある女性の成長を支援しております。 また、当社では男性も積極的に育児休業を取得するよう推奨しており、取得者数が年々増えております。取得者本人だけではなく職場全体で成果を出す仕事のやり方を見直す機会として、育児・介護と両立する柔軟な働き方を含め、多様な個性を持つアソシエイトがさらに活躍できる環境・風土づくりを促進するための一助となっております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく「内部統制システム整備の基本方針」を取締役会において改定し、テルモグループにおける内部統制システムの整備を推進しています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役、執行役員、使用人および当社グループ各社において、これらに相当する者(以下、「当社グループ役職員」という。)に対し、「テルモグループ行動規準」の継続的な教育・啓発を行うことにより、法令等遵守および企業倫理の実践(以下、「コンプライアンス」という。)が企業存立および事業活動の基盤であることの浸透・徹底を図る。
 - 2) 取締役会の指示に従い、当社グループの内部統制システムの整備を担う内部統制委員会において、コンプライアンスに係る重要な施策を審議・決定し、その活動状況を定期的に取締役会および監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員(以下、「選定監査等委員」という。)に報告する。
 - 3) 当社グループ全社の横断的なコンプライアンス体制の整備を一元的に担うチーフリーガルオフィサー(CLO)の指揮のもと、関係ルールの整備、教育・啓発の実施、誓約書の徴集、コンプライアンスオフィサーとの連携による問題の早期把握等の諸施策を推進する。
 - 4) 金融商品取引法の定めに従い、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループの内部統制の有効性を確保する体制の整備に努め、その有効性を定期的に評価する。
 - 5) 当社グループ役職員がコンプライアンス違反等を知ったとき、職制を通さずに通報することができ、かつ通報した役職員が不利益な取り扱いを受けないことが保障される内部通報制度を構築・運用する。なお、内部通報制度を運用する部門は、その状況を適宜、監査等委員会または選定監査等委員に報告する。
 - 6) 重大なコンプライアンス違反等が発生した場合、内部統制委員長の指揮のもと、直ちに対応チームを立ち上げ、事案の対応・解決に当たるとともに、発生原因および再発防止策を内部統制委員会に報告・提言する。対応に伴い当社グループ役職員の「就業規則」等の違反が認定された場合、懲戒手続に係るルールに従い、厳正に処分する。
 - 7) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況および有効性を監査し、その結果および改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報管理(保存、閲覧、セキュリティ、社外開示等)に関する体制
 - 1) 「テルモグループ文書管理基準」に従い、業務執行取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録・保存する。
 - 2) 保存期間は、文書等の種類、重要性等に応じて同基準に規定された期間とする。
 - 3) 取締役および監査等委員会または選定監査等委員は、常時これらの文書等を閲覧することができる。
 - 4) 情報セキュリティおよび個人情報保護について、チーフインフォメーションオフィサー(CIO)の指揮のもと、「情報セキュリティ基準」、「個人情報保護基準」その他諸規程等に基づき、営業秘密および個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
 - 5) 当社の法定および適時開示情報の開示手続を担う内部統制委員会下のディスクロージャー部会が適時適切な開示を推進する。
 - 6) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況および有効性を監査し、その結果および改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認する。
3. 当社のリスク管理に関する規程その他の体制
 - 1) 取締役会の決議に基づき設置され、代表取締役社長が委員長を務めるリスク管理委員会において、取締役会の定めるリスク管理規程に基づき当社グループの横断的なリスク管理体制の整備を推進する。
 - 2) 前記1)に加え、事業、品質、製品安全、災害、環境等の個別のリスクに関し、当該リスクカテゴリーごとの専門部署において、それぞれ関連規程・マニュアル等に従い、教育・啓発を行う。
 - 3) 経営に重要な影響を及ぼすリスクの優先度等を踏まえ、リスク管理委員会において、予防組織、継続的な教育・啓発、有事の緊急対応体制等から成るリスク管理方針を審議・決定する。
 - 4) 内部統制室において、定期的にまたは必要に応じ、当社グループに関わるリスクを収集・特定し、その発生可能性および影響度を分析・評価した上で、リスク管理委員会に報告・提言する。
 - 5) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況および有効性を監査し、その結果および改善課題をリスク管理委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認する。
4. 当社の取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制
 - 1) 当社グループの企業価値・株主共同の利益の向上のため、取締役会で決議された中期経営計画および年度計画の達成に向け、取締役、執行役員等から構成される経営会議のほか、市場商品戦略会議等の専門会議において、事業部門等に対し、職務執行の効率化・迅速化に向けた支援・指導・監督を行う。
 - 2) 会社の意思決定を明文化した「会議体提案および決裁制度に関する規程」に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
 - 3) 「業務分掌規程」その他の諸規程に基づき、当社グループ各社の組織運営方針および機能を整備する。
 - 4) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況および有効性を監査し、その結果および改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認する。
5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 当社グループ各社は、「テルモグループ会社管理規程」その他の諸規程に基づき、業務執行状況を適時適切に報告する。
 - 2) リスク管理委員会が策定したリスク管理方針に基づき、内部統制室において、当社グループ各社に対し、リスク管理体制の構築を指導・支援する。
 - 3) 「会議体提案および決裁制度に関する規程」に基づき、当社グループ各社において、重要性に応じた意思決定を行う。
 - 4) 「テルモグループ行動規準」その他の諸規程等に基づき、チーフリーガルオフィサー(CLO)が当社グループ各社のコンプライアンスオフィサーと連携しながらコンプライアンスの教育・啓発を推進する。
 - 5) 業務監査室において、前各号に定めるところの運用状況および有効性を監査し、その結果および改善課題を内部統制委員会に報告・提言するとともに、当該改善課題の実行完了を確認する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
 - 1) 監査等委員会を補助する組織として、2名以上の専任の使用人(以下、「専任使用人」という。)から成る監査等委員会室を置く。
 - 2) 監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議によって、監査等委員会の監査等を補助する職責を担う「監査等特命取締役」を任命す

ることができる。

7. 監査等特命取締役および専任使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査等特命取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。なお、当該監査等特命取締役の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとする。
- 2) 専任使用人の人選、人事考課、給与、異動および懲戒処分については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。なお、当該専任使用人の人選に際しては、監査等機能の一翼を担う重要な役割を有することに鑑み、その経験、知見、行動力等を考慮するものとする。

8. 監査等特命取締役および専任使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等特命取締役および専任使用人は、監査等委員会または選定監査等委員の指揮・命令に基づき職務を行うものとし、監査等委員でない取締役その他の当社グループ役職員からの指揮・命令を受けない。

9. 当社グループ役職員(これらの者から報告を受けた者を含み、「報告者等」という。)が監査等委員会に報告をするための体制

- 1) 法令に定める事項に加え、「取締役および使用人の監査等委員会への報告規程」に基づき、報告者等は、監査等委員会または選定監査等委員に対し、適時・適切に報告する。
- 2) 監査等委員会または選定監査等委員は、当社グループ各社に設置している内部通報制度の運用状況および事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。

10. 報告者等が当該通報・報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- 1) 当社グループの取締役および使用人が直接・間接を問わず、監査等委員会または監査等委員に通報・報告をした場合、当該通報・報告を理由として、人事上その他一切の点で不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループの役職員に周知徹底する。
- 2) 監査等委員会または選定監査等委員は、通報・報告をした者の異動、人事評価、懲戒等に関し、取締役にその理由の開示・説明を求めることができる。

11. 監査等委員会等の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- 1) 監査等委員会または選定監査等委員は、その職務の執行に関し、法令で定める費用等を当社に請求することができる。
- 2) 監査等委員会または選定監査等委員は、その職務の執行に必要と認めるときは、外部専門家を起用することができる。なお、これに要する費用は、前記1)によるものとする。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換会を開催する。
- 2) 選定監査等委員は、経営会議をはじめとする重要な会議体に出席することができる。
- 3) 監査等委員会または選定監査等委員は、内部監査部門との定例連絡会の開催、会計監査人との定例会合の開催のほか、必要に応じこれらの部署または機関との会合を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断は企業の社会的責務ととらえ、反社会的勢力との関係を断固拒否し、これらに関係する企業、団体、個人とは一切取引を行いません。

また、反社会的勢力排除に向けて、警察当局等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図ります。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・反社会的勢力による不当要求事案へは、総務部が中心となり組織的に対応し、総務部に不当要求防止責任者を設置しております。
- ・警察当局、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等と連携を図り、相談ならびに助言・指導を受ける体制を整備しております。
- ・上記関連団体等と、適宜、反社会的勢力に関する情報を共有する体制が整備されており、総務部に一元的に管理しております。
- ・「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、これを社内に周知・徹底しております。
- ・社員に対して、適時、関連情報を発信し、また、研修活動を実施するなどして、反社会的勢力排除に向けた意識向上を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は経営支配権の異動を通じた企業活動や経済の活性化を否定するものではありません。また、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社は、大規模買付行為又はこれに関する提案(以下、「大規模買付行為等」といいます。)につきましては、当社株主の皆様が、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為等の企業価値及び株主の皆様共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しています。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要なかつ十分な情報、意見、提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があると考えます。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を要求するほか、当社において適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じていきます。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)を更新してきました(以下、2014年の定時株主総会決議において承認されたプランを「本プラン」といいます)。当社は本プランの更新の是非について慎重に検討を重ねた結果、中長期成長戦略を着実に推進し、更なる企業価値の向上を図ることが株主共同の利益にかなうものと考え、2017年5月10日開催の取締役会において、有効期限が満了する2017年6月27日開催の第102期定時株主総会終結の時をもって本プランを更新しないことを決議いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 基本方針

テルモは、広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、透明性、公平性、継続性を基本に、金融商品取引法および東京証券取引所の定める適時開示規則に則った情報の開示を行うほか、当社を理解いただくために有効と思われる情報についても適時かつ積極的な情報開示に努めます。

2. 適時開示に係る社内体制

迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう、社内体制の整備・充実を図っています。特に、経営に重大な影響を及ぼす可能性のある企業情報の開示については、内部統制委員会の専門部会として、広報室、経営企画室、秘書室、内部統制室、および法務・コンプライアンス室の各室長をメンバーとするディスクロージャー部会が審議を担当し、法令等の遵守の徹底とともに一貫性、統一性を持った情報開示に努めています。

3. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)をはじめ、ニュースリリースの配信や当社ホームページへの掲載などを通じて、適時かつ適切に情報開示し、内容が広くステークホルダーの皆様へ届くよう努めます。

■当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。

- ◆監査等委員は取締役として議決権を持つ。取締役会の構成メンバーです。監査等委員会の過半数は社外取締役が占めます。
- ◆監査等委員会は取締役会・取締役の監査・監督機能を担います。

